

令和4年8月

お客様各位

福島信用金庫

福島市税等口座振替手続きにおける「届出印」の押印省略の取扱いについて

当金庫は、お客様の利便性向上のため、福島市と連携し市税等口座振替依頼書の「届出印」の押印省略の取扱いを開始します。個人のお客さまの口座振替手続きの場合、顔写真付き公的身分証明書により、ご本人様の確認ができる場合は、「届出印」なしでお手続きが可能となり、事務手続きの簡素化、紙資源の削減が見込まれます。

1. 取扱開始日

令和4年10月3日（月）

2. 対象となるお客様

個人・個人事業主のお客様

3. 対象のお取引

福島市税等口座振替（申込・解約）のお手続き

4. 窓口でご提示いただくもの

- 通帳またはキャッシュカード
- 運転免許証等の顔写真付き公的身分証明書

※本件に関してご不明な点がございましたら、当金庫営業店窓口へお問い合わせ下さい。